

きたしんカードローン

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしんカードローン									
お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上65歳未満の方。 ・当金庫に普通預金口座をお持ちの方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 <p>※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規のお申込みについては現在お取り扱いしておりません（平成25年4月以降）。 									
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自由（事業性資金は除きます） 									
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越契約、極度額30万円、50万円及び100万円の3種類 ※ ご融資限度額の金額別に審査基準が異なります。 ※ 一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、他の商品と合わせて1,000万円が限度となります。 									
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間は3年間。ただし、契約期限前に再審査させていただき、自動更新となりますが、更新時年齢は満70歳未満となります。 									
融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます（付利単位1円）。 									
お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高につきまして、付利単位を1円とし1年を365日とする日割り計算とします。 									
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日にご融資極度額に応じて定額返済。 ・当金庫のATMで随時返済も可能です。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご融資極度額</th> <th>毎月の返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約極度額30万円</td> <td>毎月10,000円</td> </tr> <tr> <td>契約極度額50万円</td> <td>毎月15,000円</td> </tr> <tr> <td>契約極度額100万円</td> <td>毎月20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		ご融資極度額	毎月の返済額	契約極度額30万円	毎月10,000円	契約極度額50万円	毎月15,000円	契約極度額100万円	毎月20,000円
ご融資極度額	毎月の返済額									
契約極度額30万円	毎月10,000円									
契約極度額50万円	毎月15,000円									
契約極度額100万円	毎月20,000円									
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 									
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は融資利率に含まれます。 									
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>									

その他	<ul style="list-style-type: none">・きたしんカードローンは当金庫及び他の信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行、信用組合、農協、労金等の提携金融機関ATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。・現在の融資利率等ご不明な点につきましては取扱店窓口へお問い合わせください。
-----	--

北 群 馬 信 用 金 庫